

## 中世の橋をめぐる習俗について

——細川涼一氏の批判に答えて——

太 田 順 三

### はじめに

近年、中世の律宗教団の教線と非人救済の問題を律宗寺院史の側から焦点をあてながら精力的に手堅い実証研究をつみあげ、その方面の若手研究者のホープとして注目されている細川涼一氏が、一九八五年の『史学雑誌』の「回顧と展望」(同九五―五)の日本(中世)の分担執筆の中で小稿「中世の民衆救済の諸相」(『民衆史研究論集』I、雄山閣刊、一九八五年)を取りあげ、多くのスペースをさいて論評を加えていただいた。その丁寧な批判には大変に傾聴すべき点多々あり、「全体として焦点が拡散している」ために本意が十分に伝えられなかったこと、二、三の史料の援用に不備のあったことなど反省すべき点も多い。ただ、氏が「本稿でいったいどのように保田を方法的に乗り越えようとしたのか、あるいは保田を肯定するのか、氏自身の態度が明瞭でない」と述べられ、六浦瀬戸橋の造営にかかわる『しも尼書状』の解釈をめぐる別の小童女の取親が、瀬戸橋の橋柱を造りあげたと理解し、史料上の「橋柱」をあえて「人柱」と読みかえたことに疑義を表明された。しかし、この点は、中世の橋梁の造営をめぐる習俗の変遷をどのように理解するかにかかわる問題であり、後述するように私は氏の御

批判にもかかわらず、あえて従えないことを表明しておきたい。

既に前稿で指摘したように「近代的人間類型の創造は『魔術から解放』の過程でもある」というマックス・ウェーバーのシェーマを待つまでもなく、前近代社会、とりわけ中世社会は「伝統」のマジギー（魔術）の呪縛「力」が色濃く發揮された神秘主義的な社会でもあったからである。

従って、屋上屋を架する結果となるかも知れないが、ここでは改めて蛮勇をふるって橋の造営をめぐる習俗の変遷の側面から再度中世の橋・境界・橋柱のまじない等習俗の問題をその後の管見に入った事例などを紹介しながら、再び追求してみたいと考える。なお、保田興重郎についての私の批判については最後の章で具体例を二、三あげて検討してみたい。

### 一 六浦の瀬戸橋と『しも尼書状』をめぐる

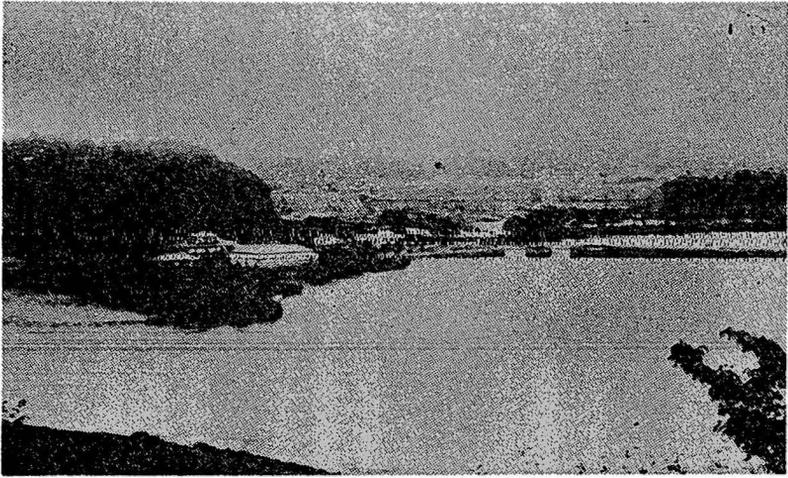
中世の六浦荘は、六浦・釜利谷・富岡・金沢の四つの郷からなり、鎌倉時代の初期まで三浦・和田氏の領分であったが、両氏の滅亡後、鎌倉の東側の要衝として北条氏の所領となり、金沢北条氏が四郷のうち、金沢郷に居館と称名寺を建てそこを本貫の地としたことはよく知られる。<sup>(1)</sup> 称名寺については元享三年（一三三三）の称名寺結界図が金沢文庫に現存しており、盛時の明確な伽藍配置の様相をうかがいしることができる。<sup>(2)</sup>

江戸湾岸でもある六浦荘は、鎌倉時代中期以降、中世港湾都市として著しく発展した。それは全国的・地域的な分業・流通の新たな発展を基盤としたものではあったが、同時に海をへだて房総方面とつながるほか、六浦道が朝比奈の切通を通じて政治都市鎌倉と直結しているように、水陸交通上の要地として、また鎌倉の外港的な中継港として発達を遂げたものであった。港湾都市としての六浦の性格はそうした事情によるものでもあった。

わが国にあまり類例をみない海峽架橋である瀬戸橋、および瀬戸堤の建設が、六浦道開削から瀬戸架橋にいたる一連の工程として金沢氏を直接施工者とする鎌倉幕府の六浦開発の一大プロジェクトとして捉える必要があると説く西岡芳文氏の指摘は大変興味深い。氏によれば、金沢北条氏一族が、この地の景観を中国杭州西湖（すなわち南宋の首都、臨安府）になぞらえ、かの地の文人政治家で善政を行った白楽天や蘇東坡を慕い、とりわけ彼らの地域政策として西湖浚渫と堤防の造成が六浦開発のモデルではないかとするのは、既に私も前稿で紹介した肥後国大渡津での寒巖義尹の大渡橋の造営と銭塘開発の造成の例と類似している。即ち、一三世紀の末、二度にわたって入宋した義尹は、天童山長翁如浄の会下に参じ、中国各地を遊歴するなかで、当時新たな工法を駆使して展開されていた中国浙江省の銭塘江の開発から多くの土木技術を学び、石積の整美な築堤による工法を取り入れて肥後の銭塘干拓堤防を築いたほか、長さ約一八〇メートル、橋幅四八メートルの長橋である大渡橋を橋勧進によりながら完成したという事実は、日宋の貿易交流や禅律僧の往来による当時の文化交流のあり方を示してあまりある。

さて瀬戸橋についてである。地誌などに内海といわれた平潟湾に架橋された瀬戸橋は「洲崎のあいたにかかりたるをいうふたつはしともいう、むかしは角橋であった」とみえている。

瀬戸橋架橋の地点はかつて平潟湾から瀬戸の内海へと連なる内湾のくびれ部分、即ち喉元にあたり、洲崎と瀬戸の間は「瀬戸の速瀬」と呼ばれ「潮の満ちる時は外海の海水が急流となって流入し、逆に干潮に際して、内海の海水が渦を巻く」(瀬戸神社史)く難所であった。現在の横浜港の潮汐の干満差についても最大①一九九Htから②二三Htに及んでおり、当時、海流の変化の激しい場所であった。従って橋梁架設にあたっては土木技術上においても困難をともなったことは想像に難くない。瀬戸橋は形態上、「二つ橋」とも「舟橋」ともいわれ、



瀬戸秋月

「中間に土台を築きたる橋」であった。その様子は、中国の「瀟湘八景」という洞庭湖周辺の代表的な画題にならって近世初頭に選定されたという金沢八景の勝景の一つとして知られる。明治期の「瀬戸秋月」の写真に瀬戸の入海の景観の一端の盛時の姿がとどめられている。

洲崎・瀬戸の地は、鎌倉時代源頼朝が、日頃崇敬する伊豆三島明神を遷祀して「瀬戸三島大明神」と呼ばれた瀬戸神社や牛頭天王を祀った洲崎の鎮守の町屋神社があり、そしてこの瀬戸の入海（瀬戸内海）の境界に金沢北条氏によって堤防が造成され、やがて十四世紀の初頭、嘉元三年（一三〇五）に称名寺によって瀬戸橋が架設されて陸繋地となったわけである。この「瀬戸堤内入海」とみえる瀬戸の内海が、文永一〇年（一二七三）殺生禁断令の対象地域とされ、金沢北条氏がその用益権を管理し、沿岸漁労民や百姓の塩田を禁止して彼等の既得権を排除していったことは文書にもみえている。

『金沢文庫古文書』五二一〇。

ところで、瀬戸の入海の南側に架設された瀬戸橋の最初の造営はすでに前述したように嘉元三年のことで、橋が設けら

れる以前は瀬戸の入海内湾岸には前述の史料から堤が築かれていたことがわかる。嘉元三年四月二十八日付の金沢瀬戸橋棟別銭注文書（『金沢文庫古文書』五二四九）によれば、称名寺の所領に棟別銭が賦課され「式佰三十二貫四百十八文」が橋梁の主たる造営費用として徴収されており、その他の用途は「半銭・寸木御勸進」とあり、勸進活動に拠ったものと思われる。

ところで、細川涼一氏によって批判をうけた史料上の「橋柱」をあえて「人柱」と読みかえたとした『しも尼書状』の「人柱」について、ここで再度検討を加えてみることにしたい。

架橋にともなう人柱のまじないの習俗については、『日本の橋』（角川選書で復刻版が昭和四十五年に刊行）で保田與重郎が、仁徳紀の茨田堤（まんだつみかわのかみ）に河伯を祭った二人の人柱の例を紹介しているのをまつまでもなく、既に民俗学者の高木敏雄が『人身御供論』<sup>(1)</sup>のなかで橋につきまとう習俗としての人柱に言及し、「埋められた人間の靈魂の作用で、工事が堅固になるといふ思想」から土木工事の完成を願って人柱を祀ることが古くからおこなわれたことを指摘している。

結論めたいものをさきにいえば、細川氏の御批判にもかかわらず私は『しも尼書状』の内容は従前どおり人柱一件についての貴重な史料であるとの理解を持するに吝かではない。内容的に確かに難解な文書ではある。この場合、内容の解釈が問われているのであるから、あえて全文を掲げ、大意をとる努力をすることが必要であると考える。

金沢文庫学芸員の福島金治氏によれば、この史料は律宗寺院称名寺の第二代鈿阿長老の手になる『秘鈔口決』の書写に利用された紙背文書の一通であるという。

そこで問題の『しも尼書状』の全文引用を行うと次のようである。

御くらふさきはいらせ

をはしまし候へ、いかほども

申候へく候、又

さかりすぎてまうけて候

(守)こにて候へば、

身をわくる心ちして、

いとをしく候に、はよの

おほせに、いかなる(無寒)むじち

をひ候はんと、それ

こそ、心ぐるしく候へ、

(深寒)いとゞし候ての

(尊)いさかひ、たゞ御をしはかり候へ、

いかにもこれのこそ、

御あとはつき

候いぬと覚え候、べちの(別)

(小童)こめらは、(親取)をやとり

(瀬戸)せとの(瀬)はしはしらになし候べく候、

又これは申し候、

かやうにおほせ事候へば、

たゞ、かずならぬ身は、まづ

なきしづみ候ぬを、御ゆへとかなしくこそ候へ、あなかしく、

返す々す、百人になしたくこそ候へとおほせ事候に、

これには、あはれしづみ候はゞ、をなじ

みだれにせん人御こをもち候はゞや、

いかにもく、御このおほく候はんか、

ちからともおほえ候、

(備考) コノ書状ノ行間ニ左ノ異筆ノ文字アリ

「千變萬化目撃中

百燬千煉方寸程」

ところでこの文書を理解する上で重要な決めてとなるのは受取者の側で行間に記された巻末の文字ではなからうか。「千變萬化目撃中 百燬<sup>か</sup>千煉<sup>れん</sup>方寸程」とあるのがそれで、この「方寸」は辞典類にも「心は胸中方一寸の間にあるところからこころ、胸中、心中を表わす」用語であり、仏教用語から生れたものであるという<sup>(3)</sup>。してみる<sup>(3)</sup>と、この文言は受取者である金沢称名寺の僧侶、恐らく劔阿長老の側から書状に対する自らの心情を述べたものでその内容は「千變万化するさまを眼前にすると、身をこがれる思いで心が痛む」とでも意識できようか。そこ

で次に本文の大意をとると以下のようになるうか。

この子は、歳をとってからもうけた子供でしたので、（人柱に捧げるということになったことに対して）身がさかれるような気持で、大変に不憫でいとおしくなります。母の指図とはいいいながら、この子にどんな罪があるのかと大変に心苦しく胸の内を押し量り下さい。別の小童女に、親子関係を取り結ばせてから瀬戸の橋柱にして下さいませ。このようなことを命じられて、いくつもあるわけではない身なのに、泣き沈んでいた姿にわけありと悲しくなるのです。

百人の子供を使いたいという申し出には、沈んでしまうのであれば、常に千人の子供を持ちたい（と思うのが母親の人情で）、子供の多いのが頼りになると思うのです。

このような大意からもわかるように、瀬戸橋の橋脚の人柱にたとえ百人の小童女を使いたいという申し出があったにしろ、母親の情愛として千人の子を持ちたいと思うのが常であり、いたいけなき無実のわが子を生きながらに水底に身を沈めねばならない、母親としてのしも尼自身の歎きが切々と伝わるめずらしい書状である。

わが子の身の不憫さをあわれむ母親の悲痛な叫びが、時代をこえて私たちにも直接伝わってくる。これに対して細川氏のこの部分にふれた史料の解釈は、『別の小童女の取親が、瀬戸橋の橋柱を造りあげた』ということでもよいのではあるまいか。」とするものである。前述の内容からいってもこれには明らかに解釈上の誤りがあるのではなからうか。「取親云々」については身代りの小童女と擬制的な親子関係を取り結んで彼女達を橋柱としてほしいというもので、「取親」が、瀬戸橋の橋柱を造りあげたという細川氏の解釈は不十分で成り立たないのではあるまいか。

この点と関連して私は次のようなことを指摘しておきたい。

一つは、六浦の地が鎌倉から武蔵・房総へと伸びる江戸湾の海陸交通上の要所であり、関東の数少ない典型的な中世の港湾都市であったことは先述したが、この地が商業・交易の場であり、中世の語り物文芸の温床地でもあった点である。国文学者の福田晃氏によれば、六浦の日光山専光寺やかつてその西にあったという当光伝寺、その後方の侍従川等に照手姫伝説を伝えるだけでなく、説経節の『小栗判官』に夫小栗判官と分れ、諸国を流離苦難して漂泊する照手姫漂泊譚生成の場の一つとして六浦の地があげられている。そして説教節「小栗判官」に照手姫が「六浦の浦」に漂着し、ここの「商人」に「料足、一貫か二貫」で身売りされようとする光景を伝えている。<sup>15</sup> 水陸物資の交換・集散の場である六浦湊は同時に潜在的な労働力としての人身売買のおこなわれる一種の「アジール」<sup>16</sup>の地でもあり、容易に銭貨で購え身代りを立てることができたであろうということである。

人柱と関係して更に注目されるもう一つの点は瀬戸橋にかかる北の入海、即ち瀬戸の内海は殺生禁断の場所として設定されたが、その橋の外側、即ち六浦側の沖がその後刑場地として利用され、「境界」性的意味あいをもっていた点である。

応永四年（一三九七）正月十五日、小山義政の子で、奥州南党の田村清包など旧南朝勢力の余党と結んで拳兵した小山若丸が鎌倉公方足利氏満らの軍勢に囲まれ会津で自殺し、その二人の男子（七歳、五歳）が芦名直盛に生捕られ鎌倉に送られたのち、「六面ノ漁ヘ沈ラル」（鎌倉九代後記）、「神明鏡」他とある。

「境界」は、病疫防除の境界儀礼の行なわれる場であり、境界内を守護する機能が付与された境界神を祀る場所でもあった。それが、刑場地として転用されたものであろう。ここにもかつての人柱の魂鎮めの慣習と何らかの関係が予測されはしまいか。

その後、瀬戸橋も暴風雨時など潮流に洗われいく度となく架けかえがおこなわれる。文和二年（一三五三）四月

の橋梁修造供養に際しての瀬戸橋勸進の表白文『金沢文庫古文書』六一四八に「渡<sup>テ</sup>之<sup>ヲ</sup>參<sup>リ</sup>靈神社<sup>ニ</sup>、經<sup>テ</sup>之<sup>ヲ</sup>詣<sup>リ</sup>、驗<sup>ス</sup>仏道場<sup>ニ</sup>、滿<sup>テ</sup>心中<sup>ニ</sup>、願望<sup>シ</sup>、招<sup>キ</sup>身上<sup>ニ</sup>榮祿<sup>ヲ</sup>、等<sup>ク</sup>皆是<sup>ニ</sup>各々<sup>ノ</sup>爲<sup>ス</sup>人<sup>ト</sup>、悉<sup>ク</sup>且<sup>ク</sup>橋功德<sup>ナル</sup>ルヘシ、次澗水<sup>ニ</sup>、漲<sup>リ</sup>過<sup>リ</sup>者<sup>ハ</sup>、似<sup>テ</sup>煩惱<sup>ノ</sup>愛海<sup>ニ</sup>、旅客<sup>ノ</sup>沈溺<sup>ス</sup>者<sup>ハ</sup>、如<sup>ク</sup>三有<sup>ノ</sup>情漂<sup>ル</sup>流<sup>ス</sup>」<sup>スルカ</sup>とみえ、橋梁の功德を讚歎し、特に「此是流転苦海之間、菩薩之船筏也、此是生死愛河之内、解脫之橋梁也、願<sup>フ</sup>一度<sup>ニ</sup>渡<sup>ル</sup>此橋<sup>ノ</sup>之群類<sup>ヲ</sup>、永離<sup>シ</sup>有<sup>レ</sup>爲<sup>ス</sup>之此界<sup>ヲ</sup>、願<sup>フ</sup>一度<sup>ニ</sup>踏<sup>ム</sup>此橋<sup>ノ</sup>、之含識<sup>ヲ</sup>、忽<sup>ク</sup>到<sup>リ</sup>無明<sup>ノ</sup>之彼岸<sup>ニ</sup>」とその諷誦文にある。橋には二つの場所をつなぐ境界の機能があるが、それを此岸から彼岸への「解脫の橋梁」とみたとて、この橋を踏み渡れば、誰でも忽ちに三界の苦果を脱し、無明の彼岸へと到るといふ仏教的論理が背後に貫徹していた。現実にある橋はまさに二つの世界をつなぐ境界であり、人を彼岸に渡す「聖なる」架け橋でもあった。延慶四年（一一三二）三月、六浦莊を所領として支配した金沢貞頭は、再び瀬戸橋の内海の殺生禁断を行い、殺生を犯罪として処罰する規定を設け、北条氏一門の政治的な權威によって橋梁地域の保護につとめたことが知られる。

このほか、人柱についての風習を伝えるものとして辻善之助博士の編になる『慈善救済史料』（金港堂書籍、一九三二年）に所収する「兵庫名所記」上に、興味深い記事を伝えている。十二世紀の後半、平清盛が「兵庫の浦上下往来の船風波の難儀なからんが爲」として築島をきずこうとして土木工事を始めたが、潮波にさらされて難行しうまく進捗しなかつたという。そこで「時の博士阿部の泰氏を召て問給ふに、天文地理の妙術を以てしばらく考へ申けるは、此島通例にしてなりがたし、『人柱』を入れて築しめ給ひなば、成就すべきと也、是に依て当国生田の小野に関をすへ、往来の旅人をからめ捕へしに、其難限なし、爰に平相国の家童に、松王兒童いまだ若年といへども、諸人の難を哀み、我一人此島入、其命に替らんと誓ひ、馬に白鞍おき打乗海内にいりしとかや」と伝え、兵庫の築島に平清盛の草創になる経島山来迎寺（のち築島寺と号したという）が存在しており、応保元年（一一

六一) 七月十三日に竣工なつて島供養が挙行されたという。同寺の靈宝の一つとして「人柱の御影松王十七さいの木ぞう、きよもり公御作」が伝存するという(同史料)。

後世の伝聞記事ではあるが、ここには平清盛の兵庫の輪田泊の築港の建設にともなう経島築造に関係する「人柱伝承」を伝えており、興味深い。これは明らかに堅固にして崩れぬための搗き固めのまじないのために「人柱」が求められものであらう。

築港・架橋・築堤などの土木工事をめぐつてその難行の際、水底に「人柱」を沈める地鎮の呪儀の風習は、前近代、とりわけ古代、中世のわが国の伝統的なマギーとして存在したのではなかつたか。

## 二 律宗教団と橋梁架設

六浦の瀬戸橋の架橋が律宗寺院である金沢称名寺と密接不可分の関係で進捗がみられたことは前述した。

「興法利生」<sup>くわはうりしやう</sup>を眼目に、戒律復興運動を行つて真言律を弘めた叡尊・忍性らは公・武の尊崇と保護、とりわけ幕府の北条氏の得宗家をはじめその一門の支持を得て鎌倉仏教界に大きな影響をあたえた。忍性の敵手でもあつた日蓮が「飯嶋の津にて六浦の関米を取ては、諸国の道を作り、七道に木戸をかまへて人別の銭を取ては、諸河に橋を渡す」(「聖愚問答鈔上」という忍性攻撃の一文は著名である。これは公・武権力の力を背景に全国の主要幹線道路をはじめとする作道・架橋・築港などの交通路の整備と支配をめざしていった当時の律宗の教団に対する正鵠を突いた厳しい批判でもあつた。

橋占として有名な京城、一条通の堀川に架る「一条大橋」は、前稿でもふれたように交通の要所で、その附近にある誓願寺を中心に中世唱導文学の温床でもあつたことはすでに指摘した。鎌倉末期には「京都一条戻橋寺律

僧<sup>(20)</sup>とみえるように、明らかに律宗教団はこの特異な場所である一条橋辺に一条橋寺なる拠点をきざりて関与するに至っている。また、京城周辺の三大橋である東海道に交差する瀬田の唐橋、奈良街道との宇治橋、西国街道の山崎渡橋などは叡尊・忍性の修築、整備への関与が指摘される〔洛陽名所集<sup>(21)</sup>ほか〕。この三大橋の一つ宇治橋については律宗との関係が後述の如く史料的に裏づけられる。このほか『紀伊国和佐庄歆喜寺文書』(藪田香融編)によれば、天徳二年(一三三〇)沙弥道珠寄進状(前書五八号)に「当寺者、依<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>熊野参詣路辺、彼寺長老賢心上人多年之間、為<sup>レ</sup>往<sup>レ</sup>反禅律僧尼、有<sup>レ</sup>接<sup>レ</sup>待於御興行、(中略)、以<sup>レ</sup>三件貞国名、為<sup>レ</sup>彼祈所、所<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>寄進<sup>レ</sup>実也、随<sup>レ</sup>申入事<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>相州<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>处、為<sup>レ</sup>公私御願、尤<sup>レ</sup>神妙之由、所<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>仰出<sup>レ</sup>也、追可<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>成御教書<sup>レ</sup>者也」とある。

天徳二年(一三三〇)、沙弥道珠が歆喜寺長老賢心(惠甄)の経営する熊野参詣路往反の禅律僧尼を対象とする接待所の事業に賛同して、紀州和佐庄(和歌山市弥宜町)内の貞国名の田嶋を同寺に寄進したが、ここに注目されるのは、「随<sup>レ</sup>申入事<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>相州<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>处、為<sup>レ</sup>公私御願、尤<sup>レ</sup>神妙之由、所<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>仰出<sup>レ</sup>也、追可<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>成御教書<sup>レ</sup>也」の文言であろう。相州は鎌倉幕府最後の執権赤橋貞時であって、接待料所の寄進の正当性を承認し、特に御教書をもって安堵することが予定されている。熊野詣での信仰の道でもあった熊野街道のような「聖なる道」の主要街道の沿道に往反者のために交通上の便宜を与える施設として接待所の設定がなされたことが知られるとともに、往反者のうち、禅律僧尼がその接待の対象とされていることは特に注目される<sup>(21)</sup>。ここでも禅律僧尼に対する幕府の特別保護政策がみられたことは看過できない。

そこで改めて律宗と橋梁架設との関係のあり方を問題にしてみるために前述した南山城の宇治川の中流域の重要幹線道でもあった宇治橋の架設について検討してみたい。

宇治橋については、前述した『洛陽名所集』<sup>(22)</sup>六に、

「宇治橋 宇治の里の良よしに有、三大橋の一也、山崎大渡、近江勢多、宇治是也、むかし釈の忍性、河橋一百八十九所を営す、定て是も此人のはじめて作れるならん」とみえる。

宇治橋は、京都府南部、乙訓郡大山崎町の淀川に架設された山崎の大渡橋、東海道の渡河点、滋賀県大津市の南部、栗太郡瀬田町の瀬田川に架設された瀬田橋（通称唐橋）と共に三大橋の一つである長橋として有名であった。いずれも河川、陸上交通の要地に架橋され律宗教団の忍性の関与があったという。

宇治は宇治川の中継港として交通・軍事上の要地でもあり、源平の争乱期の宇治川の合戦などでも知られる場所でもあった。

この宇治橋修築に関して、鎌倉中期の宇治川網代の全面停廃による殺生禁断は、真言律宗⇒戒律復興運動を行って活躍した恩円上人⇒叡尊の晩年の重要な事績であり、その関与の経緯が文献的に裏づけられる点でも注目される。

叡尊は、弘安九年（二二八六）に、宇治橋竣工と共に、京都の鴨社に供祭料を納めることで宇治川における漁撈・川狩の諸特権を有していた鴨社の供御人や漁民の網代以下漁具類一切を没収し、殺生禁断として水底に沈め、橋の南の浮島に十三重石塔を建立して供養を行っている。このことは、『菟芸泥赴』四上に「宇治橋より三町ばかり川上に、島ある上に石塔有、九十代後宇多院、弘安九年に五重（いづ）の石塔をたて、網代の殺生を停止し給へりとそ、其故に塔の島といふ」とある。五重の石塔とあるのは恐らく誤りで、叡尊の造立したという石造十三重塔が宇治浮島に現存するから十三重の石塔を指すものであろう。また、同じくこの石塔造営については、『雍州府志』九に「在宇治橋南河中、曾興（取替）正菩薩戒殺生之罪、使ニ土人ニ棄ニ網代一、悉埋レ斯処、納レ經建レ塔為ニ供養一、其塔今猶存」とみえ、宇治橋を竣工させた叡尊（没後、後伏見天皇の綸旨により「興正菩薩」の諡号を給わる）は、仏教の

戒律に基づいて殺生禁断令を奏請し、平等院縁辺に宇治橋付近の漁業を禁止し輩下の非人を使って鴨社の供御人等の網代を廃棄させ、漁具の一切を集めて浮島の水底に埋め、その上に十三重の石造を建てて供養を行ったことが知られる。

叙尊による宇治橋の架橋の直接の動機は、宇治川網代の排除にあつた。<sup>25</sup>鎌倉時代の弘安年間ごろ、

於宇治河網代者、不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>昼夜<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>分<sub>二</sub>時節<sub>一</sub>、構<sub>レ</sub>之者念々蓄<sub>二</sub>不善之業<sub>一</sub>、守<sub>レ</sub>之者歩々増<sub>二</sub>造惡之思<sub>一</sub>、網代数ヶ所、漁客数百人、造次所<sub>二</sub>殺獲<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>幾千萬<sub>一</sub>、罪業之甚以<sub>レ</sub>何加旃、

という実情であつた。そこで弘安六、七年頃に、宇治の平等院の供僧等は、当時、大和国西大寺にあつた叙尊の許に赴き、「早任<sub>二</sub>先符之旨<sub>一</sub>、宣<sub>レ</sub>立<sub>二</sub>後代之制<sub>一</sub>」と「可<sub>レ</sub>禁<sub>二</sub>魚築於萬代<sub>一</sub>」きことを求めた。叙尊は老齢であること、大事業であること等を理由に再三にわたり固辞したが、ついに「思<sub>二</sub>大士之悲願<sub>一</sub>、難<sub>レ</sub>抛<sub>二</sub>濟生之懇念<sub>一</sub>」きにより、「興法利生」の立場からこの勧誘を入れ、勅許を奏請し、その結果、弘安七年正月二十一日に永く網代を停止すべしとの龜山上皇の院宣を下されることになつた。<sup>26</sup>

叙尊は付近の網代を禁止し、殺生禁断を要請するに至るその心情を次のように述べている。

情就<sub>二</sub>久安之故事<sub>一</sub>、重<sub>二</sub>廻<sub>二</sub>慈愍之新情<sub>一</sub>、雖<sub>レ</sub>禁<sub>二</sub>人用網代於河上<sub>一</sub>、猶<sub>レ</sub>恨<sub>レ</sub>殘<sub>二</sub>神社供祭於橋北<sub>一</sub>、黍稷非<sub>レ</sub>馨者、聖人之格言<sub>二</sub>菘菜<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>羞者、鬼神之聖道也、空奪<sub>二</sub>生命<sub>一</sub>豈<sub>レ</sub>棄<sub>二</sub>神道<sub>一</sub>乎、村氏漁子棄<sub>レ</sub>本逐<sub>レ</sub>末、不<sub>レ</sub>務<sub>二</sub>農桑<sub>一</sub>只事<sub>二</sub>漁釣<sub>一</sub>、造<sub>二</sub>殺業<sub>一</sub>兮養<sub>二</sub>其身<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>顧<sub>二</sub>阿僧祇長夜之苦報<sub>一</sub>、称<sub>二</sub>供祭<sub>一</sub>兮仮<sub>二</sub>厥名<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>儼<sub>二</sub>扈人戶祝俎豆之礼容<sub>一</sub>、民庶愚誠可<sub>レ</sub>悲傷<sub>一</sub>、元正天皇養老四年、神軍征伐、逆賊滅亡、宇佐八幡大菩薩託宣<sub>二</sub>之<sub>一</sub>、<sup>(云カ)</sup>合戦之間、多致<sub>二</sub>殺生<sub>一</sub>、宣<sub>レ</sub>修<sub>二</sub>放生者<sub>一</sub>、諸国之放生始<sub>二</sub>于此時<sub>一</sub>、情思<sub>二</sub>神託之趣<sub>一</sub>、弥協<sub>二</sub>弘勅之旨<sub>一</sub>、近年遠戎襲来、亡卒惟多、大菩薩并諸社神兵所<sub>レ</sub>加敷、怨靈罪障遍<sub>二</sub>滿諸国<sub>一</sub>、今度雖<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>靈託<sub>一</sub>、任<sub>二</sub>彼養老之冥慮<sub>一</sub>、宣<sub>レ</sub>施<sub>二</sub>放生德化<sub>一</sub>、因<sub>レ</sub>茲慕<sub>二</sub>皇沢<sub>一</sub>

広被、欲仁成之普覃、遂答至誠、忽垂聖恩、封羽州之民烟、寄鴨社之神領、施至治之馨香、替魚肉之祭礼、

これによると、平等院縁辺の宇治川は、従来、人々の食膳に上る魚獲のみを限定して禁断としていたが、ここに至って神の供祭料としての魚獲も殺生禁断とすることとしたこと、その際、聖人、鬼神のうける黍稷、菘菜をもって魚鮮に替えることは必ずしも神道に反するものでないこと、とりわけ、近年、蒙古襲来による亡卒者が多く、八幡大菩薩、諸社の神兵がこれを倍加していること、従って怨靈の罪障が諸国に遍満しているため、これを除去するためにも皇沢の広被を慕い、仁政を普く及ばされんことを求めている。その結果、鴨社の供祭料として供御人の漁撈を停止し、その代替措置として出羽国で封戸を寄進して神領としたとみえている。

宇治橋と律宗との関与については宇治郷字東内に所在する西大寺末の真言律宗寺院、橋寺放生院の『由緒』<sup>(27)</sup>に、古え孝徳天皇の大化二年(六四六)、僧道昭がこの寺にあって「我本朝、肇テ宇治橋ヲ造営シ人馬ヲ濟度」したが、その後「年代遙ニ三百余年ヲ歴テ堂舎焼失ス」といい、伽藍の地のみ残ったという。そして続いて次のような記事を伝えている。

然ル処、弘安年壬午ニ至リ後宇多天皇ノ御宇、大和国西大寺ノ開基恩円上人、諱興聖菩薩ト追諡アリ、当寺再興、大願ヲ発シ諸堂再ヒ造立ス、因テ当寺中ノ開基ト称ス、将タ中絶セル宇治橋ヲ造功シ并ニ浮島ニ五丈十三重ノ大塔ヲ建立シ仏像・経ヲ納ム、輒チ造功供養ノ時、弘安九年十月十六日ナリ、此日放生会ヲ修行ス、龜山院天皇御宇アリテ觀覽被レ為レ在、同ク十八日橋供養ヲ営ミ此所以テ当寺ヲ更ニ橋寺放生院ト改ム、往古寺領千余石余有レ之、後チ中絶シテ弘安五年ニ至リ中興恩円上人ノ道徳ヲ以テ後宇多天皇ノ觀慮ニ依リ、寺領三百石ヲ寄附シ賜ル、

とあり、叡尊による宇治橋架設、律宗寺院橋寺放生院（常光寺ともいう）による管轄のことが証明される。

その後も律宗による関与は続いた模様で、応永二〇年（一四一三）にも宇治橋の造替の工事が始り、同二十三年（一四一六）五月三日に落慶供養があったことが『看聞日記』の同月条に

伝聞、宇治橋有<sub>二</sub>供養<sub>一</sub>、導師西大寺長老、衆僧三千四十余人、南都北京近国律僧等参集云々、舞童三番、天  
王寺伶人舞<sub>レ</sub>之、法会之儀厳重也、見物貴賤都鄙群集云々、

とみえ、西大寺長老を迎えての盛大な供養法衆が営まれている。

以上のように律宗教団は得宗との関係が深く、社会的活動として架橋、作道、築港の交通諸施設への関与は全国的レベルで大きな意味をもっていたことが理解される。

また、この宇治橋の橋姫伝説は有名で、「一説に昔妬婦あり、毎夜宇治川に來たりて水にひたり現身鬼とならんと祈り遂に鬼となりて人をなやます。その靈をまつると」あり、また、

さむしろに衣かたしきこよひもや宇治の橋姫われをまつらん

と詠まれる程であった。<sup>(28)</sup>

宇治橋の辺に建立された律宗寺院の橋寺放生院は、勸進活動として渡橋賃を徴収して宇治橋の管理・保修にあたる反面、宇治川の橋姫を鎮魂して慰撫し、渡橋者の罪障・罪責を浄化する役割をもつて存立しつづける宗教的役割をも同時に併せもっていたのではなからうか。「西大寺叡尊又興<sub>レ</sub>之、於<sub>二</sub>斯寺<sub>一</sub>修<sub>二</sub>供養<sub>一</sub>、至今律院而属<sub>二</sub>南都西大寺<sub>一</sub>」（雍州府志五、常光寺の項）とあるように、一三、四世紀には禪・律家の交通施設とかかわりは深く、橋寺のようにその支配は全国に網の目のように張りめぐらされるに至っていたと思われる。

三 一四～五世紀の勸進橋をめぐる習俗

律宗教団や禅宗による橋梁架設の造営は、公・武の尊崇と保護を背景にして二三世紀から一四世紀にかけ大きな役割をはたした。しかし、一四世紀以後の禅宗の官寺化や武家上層部への普及にともない、律宗教団の活動も次第に変容してゆく。これに代って、一五世紀から個別の十穀聖や勸進聖による橋勸進や寺社の造営の記事が目立つようになることはつとに指摘されているところである。<sup>(29)</sup>

堀一郎氏は、文明以降に「十穀」と称する勸進聖が諸寺の勸進活動に活躍しているとして多数の史料の裏づけをあげ、紹介している。その中に『大内氏実録』に載せる永正十七年(一五二〇)閏六月の『高嶺 両太神宮御鎮座御伝記』の記事に「本国ハ阿波国シャウスイノ仁」という十穀祐覚坊なる勸進聖が久しく徘徊し、神社仏閣以下所々の再興修造上葺等を諸人の勸進物でこれを調べ、近年は八幡宮の舞殿を造立のために在宮し勸進物を以て即時に造立したという。この子細を京都で聞及んだ西国大名大内義隆はこの十穀に対し、奉書を以て賀を仰せられ、今神明の御勸進の儀について彼の祐覚坊に仰せ付けられたというのである。

ここには他国者の遊行聖が来歴して山口の神社仏閣の修造・上葺を発起し、その本願を遂げるために諸人の寄捨を仰ぎ浄財を募るといふ勸進活動を続け、それを聞き及んだ領国の戦国大名大内氏が助成をし、改めて寺社再興の勸進職を請負わせていたのであって、民間の個人的な発願による勸進活動が先行しているのが注目される。

「十穀」なる名称は、一四世紀後半の室町期以降にはじめて現われ、拾穀・十斛なども記されて穀類を絶つ「特異な修道生活形態」をとる「断穀聖」といわれるように、本来は願人が発起して何らかの作善を発願しその宿願が成就するまで自からに苦行をしいて「ヒジリ」化する信仰形態から起ったものと理解され、修験道にみら

れる断食断水の行による「擬死再生」儀礼に類似するものであろうか。しかし村山修一氏も述べているように十穀を絶つといった「当時の十穀聖がすべてそうした生活を送っていたとは考えられない」。むしろ勸進聖として一般化して理解される方が多かったと思われる。

『康富記』には公家中原康富と大願発起して勸進活動を行う人々との交流記事がいくつか伺える。大和国来迎寺長老慣空上人は伊勢太神宮に造塔の発願を起し、勸進聖を伴って京都で勸進活動を行っている。慣空は円福寺の故鴨意上人の弟子で宝徳二年(一四五〇)正月十八日にはじめて挨拶に伺い、昨年十二月より在京していると述べ、楯代、円鏡、串柿などを贈っている(同日条以下同じ)。同三〇日、再び慣空が康富を訪れ、論語刑疏一部十巻を与へている。次いで二月五日に今度は康富が「太神宮塔勸進聖」の宿所を訪問し、「塔絵図」出来上ったとしてそれを拝見、この間、康富は仁勝寺に詣で同寺で講説されている慣空の「選擇」の談義を聴聞したりしている(同二月七日条)。

ところがこの伊勢造塔と関連してか一条今出川辻堂の聖が伊勢両宮に大般若経二部を招写して奉納するという夢想の告を蒙り、「勸進十方擅那の聖」となり、庶衆の助成で既に千巻を仕上げ残る所二百巻という。そのため公家の中原康富に勸進帳の揮毫を所望し、それを公方に進むべきを申したので書遣したとみえている(同、宝徳二年二月二十五日条)。

また「伊勢塔勸進聖」が康富に謁見し、「三十三所巡礼観音摺本<sup>四一</sup>」を見せている(同、宝徳二年二月二十五日条)から観音信仰にもとづく三十三所霊場めぐりとして伊勢塔の造立が計画されていたのかも知れない。

このほか世尊寺被官人兵庫なる者が四条橋爪に祇園大鳥居勸進のために勸進帳の草稿を遣した(宝徳三年十二月十日条)とか、丹波国井原石寺大勸進が来て、彼の寺の勸進帳揮毫の事を所望したこと(文安元年四月一日条)、な

どが康富記にみえる。勸進活動が盛んになるに従い能筆・文才のある公家がこの頃揮毫の請望に応じたことは三条西実隆の場合にも知られる。

また四条橋爪の祇園大鳥居造立発願と関係して九州の徳人が宿願によって四条河原橋を懸け、禅僧千百人が毫敵呪を誦して盛大な「四条橋供養」が行なわれている（康富記、宝徳二年十月十八日条）が、すでに四条橋については、「師守記」の応安七年（一三七四）二月十六日の条に「四条川原橋事始云々、一向勸進僧沙汰也云々」とみえ、勸進聖が十方に勸進してこの橋を修築したことがみえている。この四条橋架橋は、祇園社の参道として「神聖な神の道」であったと思われる。

一方、四条通に平行する京都五条坂は清水寺に通じ、また旧東海道の伏見につらなる東西の重要幹線道で、鴨川に架る五条大橋付近は京城に出入する旅人や清水寺への参詣者の往来で股賑を極め、彼等に物乞いする非人、乞食や河原者も蝟集する京都でも特異な喧噪の場所でもあった。『看聞日記』の応永二十九年（一四三二）九月六日の条に「於河原今日大施餓鬼依五条風雨延引云々、此事去年飢饉、病惱萬人死亡之間、為追善有勸進僧往來壺素以死骸之骨造地藏六躰、又立大石塔、為供養、可有施餓鬼云々、此間有誦経」とみえている。

また、応永二八年の飢饉で病惱者や多数の餓死者が発生したため幕府は、諸大名に命じて五条河原に「仮屋」を立てさせ施行を行っている（前年二月十八日）。そしてこの年、五山の禅僧が四五条の橋の下に穴を掘って死体を埋めると同時に、病惱者の救済・死者の追善供養を行う大施餓鬼が五条橋の上で計画されたが、生憎と大風雨のためにそれが延引となった。次いで翌七日に

抑河原施餓鬼事、勸進野僧為張行、五山僧衆可執行事、不可然之由、自山門支申、室町殿御見物事、更不被仰出云々、又勸進僧と河原物と喧嘩出来、僧一兩人被突殺了、施餓鬼供具散々取失、河原物取、

之、余過分之間、天魔為三障碍、大風大雨散々無三正躰一罷成云々、とある。

五条河原における五山の禅僧による大施餓鬼会の一方で、「往來の羅齋（乞食）僧」「野僧」の勸進が平行して行なわれた。彼等は「往來の羅齋僧」及び「野僧」と見えるように、十穀のような時宗系・念仏系の無縁勸進聖で、そのために官寺の五山の禅僧に対し山門〓叡山延曆寺が施餓鬼執行に抗議し、このため大施餓鬼会が停止されたことがわかる。また乞食の勸進聖と河原者とが對抗している。勸進という行為に対しての権利を主張する勸進聖と、それがおこなわれた場所に対する権利を主張する河原者とが、真正面から対立し、各々の権利をめぐる争い乱闘となつて一兩人を突殺すという喧嘩刃傷事件が起つている。まさに「河原」という場をたいして、そこに居住する河原者がかなり強い権利を主張しはじめていることなど、京城域内における勸進橋の造営や架橋付近の習俗と大施餓鬼会をめぐる五山、勸進聖、河原者の諸權益のぶつかりあう具体的様相が知られて興味深い。

ところで中世の架橋をめぐるまじないなどの習俗の問題に再び立ち還ることにしたい。橋姫への慰撫と鎮魂、人間の靈魂の浄化作用によつて搗き固めの工事が堅固になるという思想から来たとされる前述の人柱の効験と類似する現象として、後述することくすでに和同開珎以下の皇朝十二銭が、墓、井戸、塔や金堂など寺の建物の土台などへ地鎮のまじないの埋納品としてよく残されていることが注目される。

そこで興味深いのは、網野善彦氏の、貨幣の問題に注目し、一二世紀に入り大量の宋銭が流入し、貨幣流通が広く社会に浸透し、「銭の病」が流行する風潮の中で、埋銭などに象徴されるように貨幣がなんらかの呪術的意味をもつて受容されていったのではないかとの指摘である。<sup>(31)</sup>

この点で次の『観心二季日次日記』<sup>(32)</sup>に伝える記事は興味がある。西山地藏院の某僧が、律院の大覚寺不懷化身

院の宿房に寄宿した際の記事として、同院の聖天の供具に弁備のための銅錢三百許を打散て置かれていた。この錢は供物等を遣取らんと欲するの時、本尊納受の儀であれば、錢は堅に立つべきであるが、「打チラシタル錢横臥タルカ皆以立ワカレ独立テ不倒」という話を聞き、「予不思議ノ思ヲ成」したという。そしてその夜、この僧は夢中の感応をおこしたとして次のように記している。

此錢可レ鎮令ニ祈念、「原本」三十八字題辭ナリ一其祈願ノ詞云五大静々々々ト教反唱ニ之ニ五大所成之錢ナルカ故如レ此可レ唱レ之ト令ニ

念願ニ其此時此錢靜ニ成テ一掬ノ錢。獨立シテ令レ立取合円座ヲ立タ又夢中ニ成ニ此思惟ニ錢者宝珠躰也、宝珠ハ以ニ

五大ニ為レ躰錢、即方円和合シテ天地均等之躰也、天地人三際令ニ和合ニ成一錢、即又五大之神也、錢ニ有ニ文

字、字ニ有ニ義々ニ有ニ心、心ニ有ニ神、々ニ有ニ靈有ニ神、靈之錢即如意宝珠也、成ニス行者ノ万願ヲ一錢ヲ本

尊ト思テ可ニ信敬ニ也、爾レ時予之右方ニ当テ有ニ人誰トシモ予彼人ニ問答云、有ニ神靈錢ニ不レ可ニ差異ニ哉、彼人

答云、□昔神代之人ニハ皆有ニ神靈ニ々々々々一人令ニ造錢ニ之錢ニハ隨而有神靈也、彼錢ハアマリ〔虫ソソ〕□

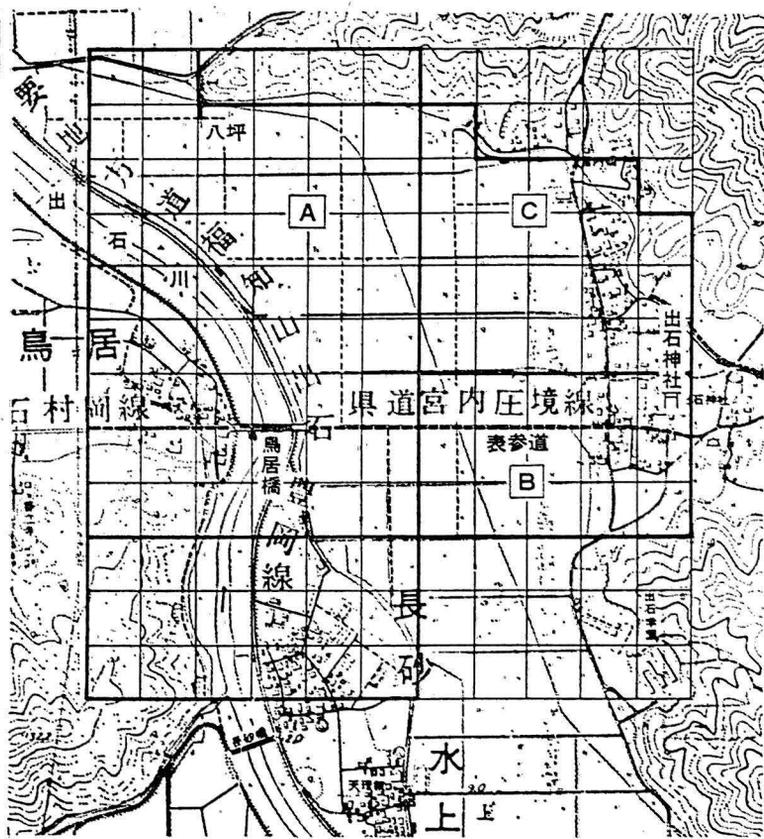
成錢モ 以ヒ了本マ□成ベルカ様也、其中靈物有レ之云々、如レ此令ニ問答、

即ち、吉祥を求めるためのまじない用の「絵錢」といい、「本尊」の散錢といい、錢貨のもつ呪術性に対する当時の社会の見方がよく伺えるので、煩雑ではあったが長文を引用したわけである。とりわけ当時、錢貨に呪術的な靈物が宿るものと理解されていたこと、まじないとして錢に祈念の願を吹きこむことで神靈の気が鎮まるとされていたこと等は注目に値しよう。

ところで但馬国の一宮である出石神社の旧祝職家であった神床氏に一四世紀前半のものとされる社領神戸郷の領田図が伝来する。<sup>33)</sup> 図には整然とした条里に区画された神領の耕地及びその小字名、更に出石川・橋・大鳥居が描かれ、大鳥居と木橋の位置や参道からほぼ次のように復元できる(鳥居橋復元図)。即ち、領田図の中央に波状

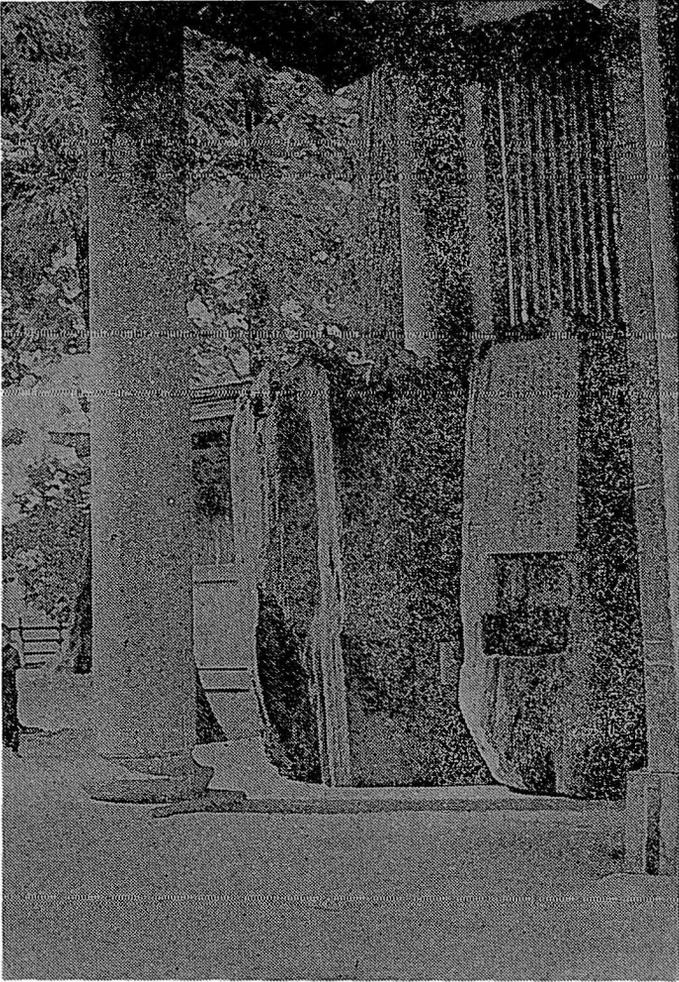


中世の橋をめぐる習俗について



出石町条里図

鳥居橋復元図



鳥居橋の橋脚残欠礎  
(出石神社保管)

に図繪されている河川は出石川で、そこに架る木橋は今日の鳥居橋（現在、鉄筋コンクリート橋）であり、今日とは若干河道の拡幅や移動が認められるにもかかわらず、ほぼ同位置に架橋を確認でき、三本の橋脚や橋桁などりっぱな木橋として描かれている。表参道は今日の主要国道、出石村岡線―鳥居橋―県道宮内庄境線上に比定される。また古図に図繪される大鳥居は出石神社の鳥居であろう。ところで注目されるのは、このうち橋梁付近から左右一本の橋脚の残欠礎が昭和八年（一九三三）の鳥居橋のつけ替え工事の際、同一場所の出石川の河床から発見されたことである。この残欠礎は、敗戦後以来出石神社の正門の脇に写真のように保存されている。

地方史研究者の広井実氏の証言によると、当時、直接、発掘に立会った先代の出石神社の長尾家和宮司の話として、この二本の橋脚の残欠礎の下から立柱のために開元通宝・紹元通宝など大量の宋銭が「埋銭」として出土したとのことである。<sup>34)</sup>このことは大変に興味深い事実を物語っているように思われる。

橋姫を慰撫し、魂鎮めの「人柱」にと類似する措置として橋脚の立柱に際し、呪術性をもつ錢貨が「地鎮」の呪儀として埋銭されるというまじないの習俗の可能性が予測されはしまいか。<sup>35)</sup>事例が少ないので断定はさげねばならないが、推測としては十分に成り立ちうるのではなからうか。<sup>36)</sup>

中世の橋は此岸と彼岸の二つの境界を架けつなぐ「衆生濟度之橋」（『私案抄』橋供養）であり、渡橋する人々の罪障や罪責を浄化する宗教的な作用をもたらす仏教的意味の強く働く場所として当時の人々の間に思惟されていたが、「人柱」の一方で、橋柱の下に地鎮として貨幣を「埋銭」するという古くからあったまじないの風習はやがて「人柱」の衰退とともに次第に一般的に定着していったといえるのではなからうか。

## 結びにかえて

以上、中世の架橋をめぐる習俗についてのべてきた。主に十三世紀から十四世紀にかけての律宗教団による橋架設のあり方から一四世紀以降の勸進聖による橋勸進へと変化し、それに伴って習俗としてみられた「人柱」の慣習が次第にすたれ、「埋錢」による橋脚の地鎮のまじらないの祝儀が一般化していったという見通しの上に立つて、それらの二、三の歴史具体的な事例を述べてきたわけである。

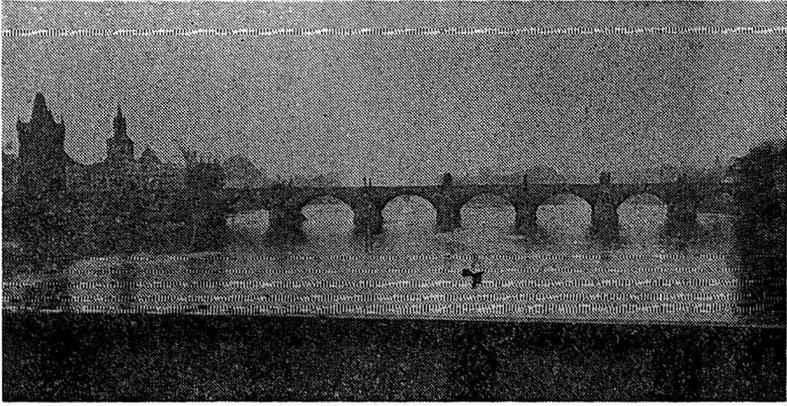
もとより貧しい内容の拙稿ではある。成稿の動機は「はじめに」で述べたように細川涼一氏の史学雑誌の「回顧と展望」の拙稿への批判がきっかけである。前稿に対する弁明をつけ加えれば、私が前稿で意図したことはカール・マルクスが社会科学の方法論として次のように述べていることを念頭においていたからに他ならない。

即ち、マルクスの『祖国雑記』編集部あての手紙(『マルクス・エンゲルス全集』第十九巻)のなかで「いちじるしく類似した出来事でも、異なる歴史的環境のなかで起こるならば、まったく異なる結果をみちびきだすのです。これらの発展のおのおのを別個に研究し、しかるのちに、それらを相互に比較するならば、人はこの現象を解く鍵を容易に見出すであります。」と。これは社会科学の方法論を指摘したもので、類似する歴史社会的現象を多く集めて比較検討し、現象の共通性と相違性を明確にした上で、その相違は何故に生じたのかを検討していくことの必要をマルクスは述べている。私がさきの小稿で意図したことは、中世の橋勸進にまつわる習俗的現象に注目し、それを西国と東国の場合の事例として検討を加えてみたものであって、力不足からその相違性を客観的に充分掘り下げ得なかった点への反省はいまも内心忸怩たる思いとして強くもっているし、その点の追求は更に今後の課題にしていきたく思っている。

最後になったが、細川氏が前稿に対し、筆者が「いったいどのように保田（注保田與重郎）を方法的に乗り越えようとしたのか、あるいは保田を肯定するのか、氏自身（注すなわち筆者）の態度が明瞭ではない」との批判をいただいた点についての弁明である。

日本浪漫派の総帥でもあった保田與重郎氏の戦時下における、いわゆる文学としての思想がいかなる役割を果たしたかについての筆者の批判は前稿の冒頭で述べたつもりであるし、私の立場は決して彼の観念的、心情的な浪漫主義の論調に同意しその非合理的な中世観を容認するつもりは毛頭ない。彼自身敗戦とともに文学上における戦争責任者の一人としてそのエビゴーンとともども沈黙を余儀なくされた一事をみても彼の沈黙は当然であったと理解している。しかし、その論調は天皇制の復活の今日の問題とも関連して絶えずその心情的要素とともに彼のエビゴーンによって天皇を神格化し、天皇制を復活してそれを利用しようとする諸勢力が存在するかぎり常に抬頭してくる危険性はある。天皇制の問題の根は今日も根絶にされてはいない。まさに自由と平和・民主主義の質の根幹にかかわる問題をその底流に含んでいると思われるが、私の現在の力量では保田與重郎論をここで開陳する十分な準備もゆとりも持ちあわせていないのは残念である。

要するに保田の『日本の橋』にみられる中世観に限れば、「文明開化の論理」を否定し、西洋的な近代、あるいは近代の科学的合理主義に対するアンチテーゼとして日本的な非合理主義や心情的な「美」意識（いわゆる近代と前近代の相克、西洋対日本の対置と後者の優位性を詠嘆的な美辞麗句で賛美するいう、いわゆる日本主義）を礼賛する浪漫主義的なものであるが、日本の橋のもつ中世の特異な神秘性や習俗性についていち早く関説した点に私は注目したいと思ったわけである。即ち、その感受性に富んだ鋭利な問題を科学的な歴史学の問題として何んとか受け止めながら、中世の橋をめぐる習俗の回路がいかに形成されたか、そしてそれがどのような変遷をたどった



カレル橋

かを史料に則して客観的に明らかにしようと思った次第である。もとより不充分なものであり、多くの人に対して説得力を持ち得なかつたように反省せざるを得ない点は多々あるが、しかしそれは同時に天皇制の復活の問題という今日的な課題ともからんで「進歩的」な若き歴史学徒であり、律宗と非人の問題を扱う細川涼一氏自身も自からの責任において保田與重郎をどうのり越えるのかという課題を共通のものとして受け止めていただきたいとも希望する。先日、私はベルリンでの核兵器廃絶をめざすILANA国際会議に参加したあと、チェコのプラハに立ち寄り、保田も注目した「世界的な名橋」といわれるヴォルタバ川に架かるカレル橋をみた。彼が「人工の勝利」という西洋の橋にも旧市街地から対岸の教会と城塞地区を結ぶ「聖なる橋」として築かれているのを実踏したし、また愛知学院大で催された一九九一年度の日本古文書学会に出席の際、保田の賛美してやまなかつた名古屋の熱田神社近くの旧東海道筋の旧伝馬町の精進川に架かる裁断橋をも訪れてみた。四つの青銅擬宝珠には、豊臣秀吉の小田原攻めに従軍して病没した堀尾金助なる若武者の母がその三三回忌の供養のために元和八年（一六三二年）に裁断橋を架設した当時のもので、次のような文章が彫られていた。

てん<sup>(天)</sup>しゃう十八ねん二月十八日に、をたはら<sup>(小田原)</sup>への御ぢん、ほりをきん助と申十八になりたる子をたたせてよ  
り、又ふためともみざるかなしさのあまりに、いまこのはしをかける成、ははの身にはらくるいともなり、  
そくしんじょうぶつし給へ、いつがんせいしゅんと後のよの又のちまで、此かきつけを見る人は、念仏申給  
へや、卅三年のくやう也。<sup>(供養)</sup>

三三回忌の回向・供養のためにいたいけなきわが息子の即身成仏を願って裁断橋を架ける次第が述べられてい  
る。<sup>(37)</sup> 確かにここにはわが子を憶う母親のこまやかな情愛が切々と語られ、同情の涙をさそう。その熱き憶いはと  
もかくとして、橋が境界性をおび、彼岸と此岸の二つの世界を結ぶ「衆生済度之橋」であり、「解脱の橋梁」で  
あることを伝えてあまりある。ここにはまさに中世の橋が渡橋者の罪障を浄化する贖罪の作用をもたらす装置と  
して受け止められていたことを見事に語ってはいまいか。洋の東西を問わずこのことに対する客観的な事実とデ  
ータによる再検討が必要な段階にきているのではなからうか。貧しい内容ではあるがこの小稿がそのための呼び  
水となれば望外の幸せである。

註

- (1) 古くは舟越康寿「金沢称名寺々領の研究」『横浜市大紀要』、九、十合併号、一九五二年)がある。ここでは最近の  
仕事として福島金治「武蔵国久良郡大浦庄について」『金沢文庫研究』二六五・六号合併号、一九八一年)を参照。
- (2) 関 靖「称名寺伽藍古図に就いて」(同氏著『金沢文庫の研究』大日本雄弁会講談社、一九五一年)。
- (3) 西岡芳文「金沢文庫と金沢八景のあいだ」『六浦文化研究』創刊号、一九八九年)。
- (4) 拙稿「中世の民衆救済の諸相——橋勸進・非人施行・綴法師——」(民衆史研究会編『民衆生活と信仰・思想』雄山

閣、一九八五年)。

(5) 拙稿「河口干潟における中世的開発の展開と絵図——十三、四世紀の有明海沿岸の干拓——」(竹内理三編『荘園絵図研究』東京堂、一九八二年)。

(6) 「金沢名所杖」(『神奈川県郷土資料集成』第七輯、紀行篇、続)。

(7) 『昭和六一年度東京(芝浦)、横浜(新山下)潮時表』(海上保安協会編)による。畏友岡本嘉一郎氏の提供による。記して謝したい。

(8) 「山東遊覧志」(註(6)と同書に所収)。

(9) 佐野大和著『瀬戸神社』及び同氏「中世における瀬戸三島大明神」(『三浦古文化』三五号)。

(10) 文永十年(一二七三)北条実時は六浦荘の「瀬戸提の内入海」に殺生禁断を命じた下知を下している(文永十年三月二九日付北条実時書状、『金沢文庫古文書』五二一〇号)。

(11) 高木敏雄著(山田野理夫編集)『人身御供論』(宝文館出版、一九七三年)。なお、同書の巻末に山田氏による解説があり、山田氏は布施千造「人柱に関する研究」(『人類学雑誌』一九四号、一九〇二年)を引用し、布施氏が「人柱、昔し、橋柱を立てしむとしてならぬ時などに、人を生けながらに水底に埋むること、河原へ生贄とすと云。(摂津の名柄橋の故事などあり)」と指摘されたことを紹介されている。

(12) 察するところ細川氏は、保立道久氏「六浦の津と上行寺遺跡」(『中世の六浦と上行寺東遺跡』PART II)で、保立氏が嘉元三年(一一三五)の瀬戸橋造営に関して『金沢文庫古文書』所収の一通の注文に材木のほか、「石切」のことがみえることに注目し、この橋が「石を使用する大規模な橋」であって「石も上行寺辺りから切り出した可能性があるのではないだろうか」という興味深い指摘のあったことを念頭において主張されたものであろうか。しかし保立氏の立論も大変に示唆に富むものではあるけれども反面また検討の余地は残っている。氏の如く石工の存在から「橋柱を守るために橋脚の下に石を置いた」建築方法がとられたことは認めるにしても、はたして上行寺東遺跡付近の風化に脆い石質の凝灰岩が使用されたかどうかは疑わしい。むしろ東京湾沿の中世の石造美術の石材として利用された伊豆の真鶴海岸の小松石のような輝石安山岩の石材のほうが利用価値が高かったのではないか(『品川区史』の板碑編、『鎌倉の石塔』など参照)。また、前注の布施千造氏の指摘を待つまでもなく私はむしろ瀬戸橋の場所が流速変化の激しい「瀬戸速瀬」であったこと

から橋脚工事が難行し、橋柱がなかなか立たなかったものと考える。そこでいたいけなき童女を生贖として橋姫に捧げることで橋柱が堅固となるよう「人柱」がおこなわれたと理解したい。「人柱」は橋脚の地鎮にあたるまじいではないか。

(13) 前田金五郎氏の御教示による。なお、同氏らの編集になる『岩波古語辞典』(補訂版)では「人の身、方一寸の中に心を具す。故に名づけて方寸とす」(性理字義抄二)。「方寸、心を云ふ。心の臓、胸中方寸の間にあればなり」(書言俗解四)を参考として掲げている。同様の解釈は『日本国語大辞典』(小学館)にも見える。

(14) 福田晃著『中世語り物文芸』(三弥井選書八、一九八一年)。

(15) 荒木繁・山本吉左右編注『説教節』(東洋文庫二四三、平凡社、一九七三年)所収。

(16) 手持ちの室町期の史料でも、例えば、十八歳の娘ちよぼうの下人身売状に「若にけうせ仕候共、いかなる神者、仏、いち町、路(地)、律(律)きはすめし連候へく候」との文言が示しているように、下人の逃亡先には門前町・寺内町・市町・路地・津(港湾都市)など、一種のアジールの場所に多いことが見えている(九州、清末文書)。

(17) 例えば、武蔵国深大寺住僧長弁の残した『私案抄』に多くの追善供養の諷誦文がみえる。その一つ、石原橋供養の意趣書に「橋梁は菩提薩埵、上求下化の行道に向こう。すなわち六道満足の彼岸たり。」などとある。(調布市史研究資料Ⅲ『私案抄』)。

(18) 金沢瀬戸橋内海殺生禁断書(金沢文庫特別展示図録『鎌倉時代の手紙』二三号文書)。

(19) 註の(4)に同じ。

(20) 正慶元年八月日、東大寺八幡宮神人等申状案(東大寺第四回採訪文書三一)。この文書については前橋の段階ですでに手控として写し取っていたが、不整理のため手元で紛れて取り出すことができないでいた。細川氏の指摘で改めて机辺整理の結果みい出した。

(21) 伊藤正敏「歓喜寺文書中の禅律僧関係史料」(和歌山市立博物館研究紀要一号、一九八六年八月)。短篇の資料通信ではあるが教えられるところが多かった。提供者の福島金治に記して感謝したい。

(22) 辻善之助編『慈善救済史料』二六三頁～二七九頁に宇治橋修築の史料が収められる。

(23) 註(22)に同じ。

- (24) 興正菩薩般若尊七〇〇年遠忌記念『西大寺展』図録(奈良国立博物館編、一九九〇年八月)。
- (25) 宇治橋修築についての史料は大略註(22)の史料集に収められているがなお、宇治川に対する殺生禁断については西岡虎之助「殺断の思想」(西岡虎之助著作集、第二卷、三一書房、一九八三年)に關説と史料紹介がある。殺生禁断については同著作集の上記論文の解説で筆者も解説を加えているので参照ありたい。
- (26) 一連の史料に宇治網代制禁符(註(22)所収)による。
- (27) 京都府寺社調(京都府立総合資料館架蔵本)。なお同資料の閲覧に際して黒川直則氏に便宜をはかっていただいた。記して感謝したい。
- (28) 伊藤梅宇著『見聞談叢』(岩波文庫)。
- (29) 益田兼房「中世の建築技術」『講座日本技術の社会史』第七卷、日本評論社、一九八三年。
- (30) この史料について関説したものに川嶋将生「河原者について」『歴史公論』五五号、一九八〇年)や西尾和美「室町中期京都における飢饉と民衆」(『日本史研究』二七五号、一九八五年)がある。ここでは部落問題研究所編『部落史史料選集、第一卷(同研究所出版部、一九八八年)の解釈に従った。
- (31) 網野善彦「境界領域と国家」(日本の社会史、第二卷、岩波書店、一九八七年)。
- (32) 東京大学史料編纂所架蔵の謄写本による。
- (33) 大阪府豊中市の神床守直氏所蔵。西岡虎之助編『日本荘園絵図集成』下(東京堂出版、一九七七年)。なお、同『集成』の同神戸御領田図の拙稿解説を参照ありたい。
- (34) このことについては『出石町の文化財』(出石町教育委員会編、一九八八年)にも紹介記事がある。それによれば、出石町間野に出石神社の第一鳥居があり、この残欠礎を同神社の第二鳥居とする。しかし、一四世紀前半とされる「神戸郷領田図」に描かれた鳥居橋辺にはこの大鳥居は描かれていない。むしろ、残欠礎に加えられた巨木を運ぶためのホゾのあけ方などからいっても橋柱の残欠礎と理解したい。なお、「埋銭」については「備蕃古銭」としての報告(例えば、栗原文蔵「埼玉出土の中世備蕃古銭について」埼玉県立歴史資料館研究紀要六号、一九八四年)が多く、橋脚の下の「埋銭」として埋えられた例については現在、管見の限りでは水野正好「招福・除災―その考古学―」(国立歴史民俗博物館研究報告第七集「古代の祭祀と信仰」特集号、一九八五年三月)に地鎮の呪儀として西大寺東塔の基壇に土を入れ搦き固

めるたびに和同開珍などの錢貨をまいた例が紹介されていることを知った。この論考について荒木敏夫氏の御教示によった。記して謝したい。

(35) 前注に掲げた水野正好論文の五「家宅とまじないの世界」の項はこの点で大きな示唆に富んでおり、大変興味深い。

(36) 三井文庫所蔵「伊勢参詣曼茶羅」に伊勢の宇治橋を渡る参詣者が五十鈴川へ投銭する様子が描かれている(大阪市立博物館編『社寺参詣曼茶羅』平凡社刊、一九八七年)のは橋と貨幣をめぐる習俗を示すものとして興味深い。

(37) 『熱田裁断橋物語』(姥堂裁断橋保存会、一九七〇年)参照。